

〔No. 5〕 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 建築物の構造耐力上主要な部分に木材、コンクリート等の指定建築材料を使用する場合には、その品質が、指定建築材料ごとに国土交通大臣の指定する日本産業規格若しくは日本農林規格に適合するもの、又は指定建築材料ごとに国土交通大臣が定める技術的基準に適合するものであることについて国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。
2. 集会場の用途に供する床面積300m²の居室に、換気に有効な部分の面積が15m²の窓を設けた場合においても、所定の技術的基準に従って、換気設備を設けなければならない。
3. 集会場における客用の階段及びその踊場に、幅10cmの手すりが設けられた場合における階段及びその踊場の幅は、手すりの幅をないものとみなして算定する。
4. 病院における病室の窓その他の開口部で採光に有効な部分の面積は、用途地域に関係なく算定することができる。